

入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第73-21-00222号		
件名	白川第1浄水棟3号沈澱池クラリファイヤ修繕		
入札(見積)年月日	令和 5年 7月 26日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	16,280,000 円	主管課	73 白川浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	390 その他		円
落札(決定)業者	60000106930 三機環境サービス(株) 北海道営業所		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
三機環境サービス(株) 北海道営業所							決定
	14,800,000						
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川第1浄水棟3号沈澱池クラリファイヤ修繕
- 2 業者名 三機環境サービス株式会社 北海道営業所
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、凝集処理で沈澱池に堆積する汚泥を排泥ピットに掻き寄せ、引抜処理するために設置されている汚泥掻き寄せ機（以下クラリファイヤ）である。
この機器に不具合が生じ排泥処理が停止すると、沈澱池の汚泥堆積が管理値以上となり、沈降傾斜板の機能低下や沈澱水濁度の上昇など、浄水処理に大きな影響を与える。
本修繕は、クラリファイヤの分解整備を行い、機器の構成部品の交換、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。
対象機器は、製造元の純正部品でなければ既設と適合せず、また部品の組み立て調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データがなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、対象機器の製造元である三機工業株式会社と修繕に必要な機器の構造や設計データを共有し、対象機器のメンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川第3浄水棟電動門扉修繕
- 2 業者名 ナブコシステム(株) 札幌支店
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、第3浄水棟正面の電動門扉であり、浄水場のセキュリティ対策に関わる設備である。
本修繕は、電動門扉の老朽化により故障したことから、部品交換を行い機能回復を図るものである。
交換部品は製造元の純正部品でなければ既設と適合せず、修繕後の動作状況の確認などの総合的な試験調整を行う必要があるため、製造元のみが保有する機器独自の設計データ及び専門整備技術がなければ、機能の回復は確保できない。
上記業者は、当該機器の設計・製作を行った業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。